

行橋市告示第85号

行橋市観光協会補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年8月3日

行橋市長 工 藤 政 宏



行橋市観光協会補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、各種の観光事業を通じて市民福祉の向上、観光客の誘致と接遇、地域経済の振興を図る活動を行う一般社団法人行橋市観光協会（以下「協会」という。）に対して、その運営に関する経費の一部を市が補助することにより、協会の安定的な運営と実施事業の充実を図り、もって本市観光行政の発展に寄与することを目的とし、予算の範囲内において行橋市観光協会補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、行橋市補助金等交付基本要綱（昭和62年6月行橋市告示第35号。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費等)

第2条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、協会の運営に係る経費のうち、別表1に掲げる経費の総額とする。

2 補助対象となる事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(交付申請)

第3条 協会は、補助金の交付を受けようとするときは、基本要綱第3条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第4条 市長は、前項の規定による交付申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、基本要綱第6条に規定する補助金等交付決定通知書により通知する。

(実績報告書)

第5条 協会は、補助対象事業が完了したときは、基本要綱第8条に規定する事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支報告書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第6条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、協会に対して、基本要綱第9条に規定する補助金等確定通知書により通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 補助金は、前条により交付すべき補助金の額を確定した後、支払うものとする。

- 2 協会は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、基本要綱第10条第2項に規定する補助金（概算）請求書（以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

(概算払)

第8条 前条第1項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、第4条の規定により決定した補助金の交付予定額の範囲内において、概算払をすることができる。

- 2 協会は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

3 協会は、概算払を受けた場合は、事業完了後精算するものとし、交付を受けた額に余剰が生じたときは、余剰金を返還しなければならない。

4 前項の余剰金は、概算払した額から別表2に掲げる自主事業による収益の額を減じて得た額とする。

#### (財産処分の制限)

第9条 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価10万円以上の財産については、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け担保に供し、又は廃止してはならない。

2 事業により取得し、又は効用の増加した財産を市長の承認を受けて処分することにより収入があった場合は、市長は、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

3 事業により取得し、又は効用の増加した財産は、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

#### (委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表1（第2条関係）

|    | 補助対象経費                | 補助割合              |
|----|-----------------------|-------------------|
| 1  | 事務局経費における事務局職員の賃金     | 左欄に掲げる<br>経費の2分の1 |
| 2  | 事務局経費における売店職員の賃金      |                   |
| 3  | 上記1、2に係る共済費           |                   |
| 4  | 職員の福利厚生に関する費用         |                   |
| 5  | 旅費・交際費                |                   |
| 6  | 通信運搬費、手数料等の役務費        |                   |
| 7  | 消耗品費、水光熱費等の需用費        |                   |
| 8  | 車両の維持管理に係る費用          |                   |
| 9  | 簡易な改修工事費（1件あたり50万円まで） |                   |
| 10 | 備品費、備品の購入費用           |                   |
| 11 | 各種納税に係る公課費            |                   |
| 12 | 地代・家賃                 |                   |
| 13 | 委託料・顧問契約料             |                   |
| 14 | その他事務局運営に係る諸雑費        |                   |

備考 この表において「売店」とは、JR行橋駅構内に所在する「行橋市観光物産情報コーナー」を指す。

別表 2（第 8 条関係）

|   | 自主事業      | 備考                              |
|---|-----------|---------------------------------|
| 1 | 販売手数料     | 会員商品の販売による収益部分                  |
| 2 | 販売手数料（酒類） | 酒類販売における収益部分                    |
| 3 | 食品等販売手数料  | 食品等販売における収益部分                   |
| 4 | ふるさと納税手数料 | ふるさと納税返礼品として調達した、会員商品の販売による収益部分 |